

## 播磨町企業立地促進条例に定める奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町企業立地促進条例（平成28年条例第14号）及び播磨町企業立地促進条例施行規則（平成28年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、奨励金に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請等の添付書類等)

第2条 規則第3条第1項の事業者指定申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第3条第1項の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第3条第1項のその他町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、町長が書類の提出が困難と認める場合は、他の書類をもって代えることができる。

(1) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(2) 定款

(3) 過去3年分の財務諸表等

(4) 事業内容が確認できる会社概況書

(5) 対象施設の位置及び建物の配置を記した図面

(6) 対象施設の土地及び建物の売買契約書又は請負契約書の写し及び完成引渡書の写し

(7) 建築確認済証の写し又は登記簿の写し

(8) 指定の申請において償却資産が含まれる場合にあっては、対象償却資産が確認できる書類

(9) その他町長が必要と認める書類

4 規則第3条第2項の事業者指定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

5 規則第3条第2項の指定をしない旨の決定をしたときは、事業者指定不認定通知書（様式第4号）をもって行うものとする。

6 規則第3条第3項の指定事項変更等申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。

7 規則第3条第4項の指定事項変更等承認通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(指定事業者取消しの通知)

第3条 規則第3条第3項に規定する中止、又は廃止の申請があつた場合の指定の取消しの通知は、指定事業者取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(地位の承継等の添付書類等)

第4条 規則第5条第1項の指定事業者地位承継承認申請書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 規則第5条第2項の指定事業者地位承継承認通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(奨励金の交付申請の添付書類等)

第5条 規則第6条の奨励金交付申請書の様式は、様式10号のとおりとする。

2 規則第6条の町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 交付申請の対象期間における各年度の固定資産税・都市計画税の納税証明書

(2) 町税の納付状況証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知等)

第6条 規則第7条の奨励金交付決定通知書の様式は、様式11号のとおりとする。

(奨励金の請求)

第7条 規則第8条第1項の奨励金請求書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 規則第9条第1項の奨励金交付取消通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

2 規則第9条第2項の奨励金返還命令書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。